

十勝管内市町村合同

行政書士による **無料**

住まいの終活セミナー & 個別相談会

日時 令和8年7月25日(土)
11:00～15:00

場所 とかちプラザ 1階 大集会室
帯広市西4条南13丁目1
(なるべく公共交通機関をご利用ください)



空き家にしないために、
今できること
空き家で
これから
できること

終活ガイドブック・エンディングノート **プレゼント**



住まいの終活セミナー 予約不要

時間： 11:00～12:00

内容： ・空き家を放置するとどうなる？ ・残される家族のために
・相続、遺言について知っておきたいこと ・もしも認知症になったら？
・家族と話し合っておくべきこと ・利活用、処分のポイント



個別相談会 電話相談も可 予約優先

時間： 12:00～15:00

内容： 住まいの終活、生前贈与、相続、空き家の管理・処分・利活用など
お気軽にご相談ください。
相談は事前申込制です。対面相談は当日申込みも可能です。
電話相談は事前申込みのみです。



申込方法：相談会に参加希望の方は 申込フォーム・e-mail（裏面の必要事項をご記入ください）
・電話または裏面の参加申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX・郵送でお申し込みください。

申込期日：令和8年7月17日(金)

お申し込み
お問い合わせ

北海道行政書士会 事務局
〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番6 北海道行政書士会館
Tel: 011-221-1221
FAX: 011-281-4138
e-mail: gyosei@mr.d.biglobe.ne.jp



申込フォーム



街の法律家

主催：北海道行政書士会、北海道行政書士会十勝支部 共催：帯広市 後援：北海道十勝総合振興局
協力：上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、中札内村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、
本別町、足寄町、陸別町

参加申込書

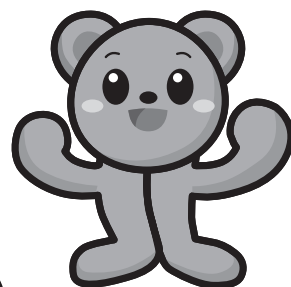
【住所】〒060-0001 札幌市中央区北1条西10丁目1番6
北海道行政書士会館

【電話】 011-221-1221

【FAX】 011-281-4138

本書にご記入のうえ、お送りください。

※ご記入いただいた個人情報は本相談会に関するもののみに使用し、その他の目的には使用しません。



無料個別相談会（7月25日）参加申込書

氏名	(ふりがな)	参加人数 ご本人を含め																					
住所																							
電話番号 ※当日連絡がつく番号	— —																						
メールアドレス	@																						
希望時間帯	☐来場☐電話 ※「〇」を付けて下さい。 <table><thead><tr><th>第一希望</th><th>第二希望</th><th>時間帯</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td></td><td>12：00～12：30</td></tr><tr><td></td><td></td><td>12：30～13：00</td></tr><tr><td></td><td></td><td>13：00～13：30</td></tr><tr><td></td><td></td><td>13：30～14：00</td></tr><tr><td></td><td></td><td>14：00～14：30</td></tr><tr><td></td><td></td><td>14：30～15：00</td></tr></tbody></table> ※上記の時間帯はおおよその目安になります。		第一希望	第二希望	時間帯			12：00～12：30			12：30～13：00			13：00～13：30			13：30～14：00			14：00～14：30			14：30～15：00
第一希望	第二希望	時間帯																					
		12：00～12：30																					
		12：30～13：00																					
		13：00～13：30																					
		13：30～14：00																					
		14：00～14：30																					
		14：30～15：00																					
主な相談内容	※該当するものに☒を付けて下さい。 ☐相続☐生前贈与☐遺言☐成年後見☐利活用(民泊等) ☐その他（ ※簡単に内容をご記入ください。 ）																						

※ 不動産関係資料（固定資産税納税通知書等）がありましたらご持参ください。